

令和2年度 多摩市文化芸術方針検討委員会 第6回 要点録

開催日時・場所	令和3年3月30日(火) 18:00~20:10 多摩市役所 4階 401会議室	
参加委員	参加委員10名 学識経験者：伊藤裕夫氏、桑谷哲男氏、浜田弘明氏 市民委員：石坂氏、今井氏、岩佐氏、新倉氏、林氏、牧田氏、渡辺氏	
出席職員	くらしと文化部長、文化施策担当課長、事務局3名	
主な内容	開会	資料の確認
	次第1	前回の振り返り
	次第2	(仮称)多摩市文化芸術条例における骨子案の取りまとめ(2)について
	次第3	(仮称)多摩市文化芸術条例の条例名について
	次第4	第7回委員会について
議題	主な意見(●事務局、◎委員長、○委員)	
次第1 前回の振り返り	<p>①報告案件</p> <p>●3月23日に行われた議会の子ども教育常任委員会において、現段階の骨子案を報告。議会からの質問・意見は特になし。</p> <p>②今後のスケジュールについて確認</p> <p>③本日の獲得目標</p> <p>◎以下2点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例(委員会案)の前文や内容について検討し、条例全体の大筋を決定すること ・条例名を決定すること <p>④配布資料の確認</p> <p>⑤第5回委員会要点録の確認⇒承認</p> <p>⑥前回の振り返り</p> <p>◎(1)「表現の担い手」の構造や、(2)「表現の担い手」と市民、市内を拠点に文化や芸術活動をする個人や団体の関係性について、(3)有機的な繋がりについて、イメージ図を使い、言葉の解釈や定義について共有した。また、骨子案その2について全体的に確認した。</p>	
次第2 (仮称)多摩市文化芸術条例の骨子案の取りまとめ(2)について	<p>●「資料29(仮称)多摩市文化芸術条例の骨子案 その3」において、前回から大きく変更した5つについて説明した。</p> <p>(1)前文について</p> <p>項目3 基本理念の前文を条例全体の前文とし、箇条書きにまとめ直した。</p> <p>(2)「表現の担い手」について</p> <p>「表現」と「担い手」という言葉は合致せず、「創造」や「文化芸術」という言葉を使うと良いのではないか、という意見があり、「表現・創造の担い手」に修正した。</p> <p>(3)「表現・創造の担い手」について</p> <p>主体的に活動する人のイメージであり、鑑賞者や観客まで解釈することは難しい、という意見があり、「鑑賞者・観客」は「表現・創造の担い手」と切り離した。</p> <p>(4)市民の役割・権利について</p> <p>権利を明記した。また、市民が主語の文において、「努める」「目指す」との表現では、頑張らなくてはいけない、目指さなくてはいけないと思わせるため</p>	

次第2

(仮称)多摩市文化芸術条例の骨子案の取りまとめ(2)について

修正したい、との意見があり、見直しを行った。

(5) 子どものための取り組みについて

主語が市だけになっており、市民など地域社会全体で取り組む事項であるため、市民などを主語にした文章を入れてはどうか、という委員意見があったが、市民の役割は「4 市民の役割・権利」で示している。よって、市は、市民と協力して実施するとの文章とした。

◎骨子案その3について進める。まず、以下2点について議論する。

(1) 2 定義②「表現・創造の担い手」の(1)～(3)において、過不足等がないか。

(2) 10 市立文化施設の位置づけについて、明記するか、しないか。また、明記する場合、どういった内容で記載するのか。条文とした場合、10年20年30年先を見据えて考える必要があり、文化や芸術に求められるものが変化する中で、多摩市立複合文化施設がどんな役割を担っていく施設となるかを念頭に考えていく必要がある。また、他自治体の条文では、施設など固有名詞を入れて役割を明記しているところはほとんど見受けられない。

条文に、市立文化施設の位置づけとして明記することが多摩市らしいのか、明記せず他の文章に包含させるのか、どちらの考えもあり、話し合いたい。

○「表現・創造の担い手」について、鑑賞者・観客まで含むことに違和感があったため、分けたことでわかりやすくなった。多くの方が、表現・創造の担い手とはプレイヤーである、という認識ができ、言葉のイメージと意味が合うようになったのではないか。

○全体的に良い形でまとまっており、わかりやすくなってきた一方で、「鑑賞者・観客」という言葉がもつ範囲が狭いと感じる。文化や芸術を通して学ぶ、経験をするなど、能動的な受け手を含むことが伝わる表現が良いのではないか。

○「表現・創造の担い手」について、表現と創造はどちらが先なのかと疑問に感じた。創造から始まって表現になるとも思うが、この並びの順番に意図があるのか。また、「鑑賞者・観客」について、主に芸術活動の受け手を考えると、美術は鑑賞者、舞台は観客、音楽は聴衆となり、個別に定めるべきかどうか。

○「表現・創造の担い手」と「鑑賞者・観客」の間も相当数いると考える。担い手と受け手の一対の関係だけでなく、その中間層を示すため、表現・創造活動を意識させるという表現を追加し、主体的に活動する者でもなく、享受するだけの者でもない、活動を意識しているが動いていない層を表現していくのはどうか。

◎「表現・創造の担い手」と「鑑賞者・観客」について、真ん中の「・」に若干の違和感を覚えた。表現と創造、鑑賞者と観客はそれぞれ次元やレベルが違うと思っている。ただし、あえてレベルの違う表現を並列に記載することで広い意味に捉えることができるという考え方もあるのではないか。

○「表現活動の担い手」にしてはどうか。表現は、文化や芸術活動すべてを包括する。表現活動の担い手とすれば、表現活動を支えるもの、継承に取り組むものも含まれ、すっきりするのではないか。鑑賞者・観客は担い手と一対にすると関係性が分かれてしまう気がする。受け手の表現は「表現活動を共有する人」にしてはどうか。担い手と受け手が対等な関係で表現できるのではない

次第2

(仮称)多摩市文化芸術条例の骨子案の取りまとめ(2)について

か。

◎表現の意味の中には、創造、再現も含まれると考える。しかし、委員会で創造という言葉を使ったらどうかとの意見もあった。

○表現と創造は意味が違うと考えている。表現は受け手がいることを前提とするが、創造は受け手を想定していなくても活動できるという違いがある。表現も創造も、一つのものをつくるという意味では同じだが、並列で記載する方がわかりやすいのではないか。

○創造活動は新しいものを生み出すものであり、表現活動は発信・発表・演奏をイメージする。担い手の表記は、広がりを持たせた方が良い。

○創造という言葉自体は、ゼロから何かを生み出すというイメージがあり、創造を残した方が市民もイメージしやすい。創造・表現の担い手という順番が良い。

○受け手の鑑賞者と観客の使い分けがしっくりこない。生涯学習施設では受け手を「利用者」と言うことが多い。「鑑賞者・観客」が、音楽を学ぶ、技術を習得する受け手も含むと理解してもらうことは難しいと感じる。受け手の表現をより広く包括した言葉にした方が良い。

○「表現・創造の担い手」と「鑑賞者・観客」を分けたことは良い。創造と表現という言葉を使うのであれば、創造・表現活動を受け止める人は「享受者」でいかがか。鑑賞者、観客、聴衆、学ぶものなどあらゆる対象を包含するのではないか。いろんな活動につながるイメージがある。

○劇場で演劇活動を支えてきた立場からすると現時点の骨子案はすんなり読めてしまう。ただし、たしかに「鑑賞者・観客」は範囲が狭いと感じる。

◎すべての人が対象になり、満足できる表現というのは難しいが、今まで出た意見を踏まえて最終的にどういう条文になるのかは、まとめていく段階や法制係との調整などで変化していくと思われる。どこを柱として筋を通すのかという点は、委員の皆さんにも意識して頂きたい。

次に項目4 市民の役割・権利および項目7 子どものための取り組みにおける変更点について、ご意見はいかがか。

○市民の役割・権利において、決して強制的ではなく、市民へ主体性を促す文章となっており、良いと考える。子どものための取り組みにおいて、総合的に子どもの権利について記載されており、同じく良いと考える。

◎項目4 市民の役割・権利および項目7 子どものための取り組みについて、特に意見がないため、項目10 市立文化施設の位置づけについて議論を進める。

○市立文化施設と抽象的に記載しても良いが、街のシンボルであることを考えると、多摩市立複合文化施設(パルテノン多摩)と固有名詞で表記しても良いのではないか。

○10 数人の規模で文化活動をしているが、練習の場は教育委員会が学校開放で貸出する体育館などであり、そこが文化施設だと考えている。よって、私たちが思う文化施設はパルテノン多摩だけではない。パルテノン多摩は年に一度行う発表の場、表現のチャンスの場所である。

骨子案では、あらゆる人が文化や芸術活動に取り組むことができるとの趣旨

次第2
(仮称)多摩市文化芸術条例の骨子案の取りまとめ
(2)について

であるが、実際はそうではない。10人未満のグループは体育館の貸出すらしてもらえない。パルテノン多摩も少人数のグループの活動の場所となりえない中で、項目10の内容は違和感がある。計画などの次の段階で、骨子案に掲げた内容が実現できるよう、具体的な施策を望む。

○現在、パルテノン多摩はコミュニティセンターや公民館などでアウトリーチ事業を実施しており、パルテノン多摩だけが文化活動の場ではないのは確かである。また、市民にとってパルテノン多摩は、成人式や合唱コンクールで使用するなど、晴れの舞台としての認識がある。よって、項目10にパルテノン多摩を市立文化施設として主語に使うことが、必ずしも適しているとは言えないことは理解できた。

○項目10において、市立文化施設の象徴であるパルテノン多摩の名前は入れたほうが良いと考える。ただし、拠点となる文化施設はパルテノン多摩だけではないため、「パルテノン多摩をはじめとする市立文化施設は」とし、広がりをもたせる記載にしてはいかがか。

○条文にパルテノン多摩の名前を入れた方が良いと考える。現在、パルテノン多摩は大規模改修工事を行っており、どう変わっていくのだろうと市民の期待が大きい。文化の拠点として位置付け、求心力をもって、これからの多摩市を変えていくということを条文に記載したい。パルテノン多摩で演劇などの文化事業をどんどん行い、市民や文化活動団体も関わりながら、市民の文化に対する考えを変えていきたい。

○文化活動は、施設という箱だけの中にあるものではない。文化財であったり、多摩よこやまの道であったり、外にもある。ここでは、箱である施設についての項目だが、どこまでを文化そして文化活動とするのか。

◎個人的意見として、項目10はパルテノン多摩を入れるとしても、内容が良くないと考えている。これからの文化施設はネットワーク型になり、公民館・学校・空き店舗などを、市が繋いでいく形になっていくのではないかと考える。施設よりも財団を位置づけしたほうが良いのではないかと考えるもある。ただし、財団は一民間団体であり、条文に明記する例はあまりない。妥協案として、「市は、パルテノン多摩を文化の拠点として保っていくとともに、さらに交流の場としての活動を幅広く支援していく」という文章もある。

○項目10 パルテノン多摩の部分を読んで、項目7 子どものための取り組みを読むと、パルテノン多摩で発表するために子どもが準備していくように感じた。しかし、実際に文化を体験していくのは地域である。項目10には、地域、教育施設など、より広い視点を含めると子どもの取り組みが広がる。パルテノン多摩の名前を入れること自体は賛成だが、文化的コモンズのことを考えると他の要素がそぎ落とされた感が否めない。諸施設全部がつながっているという印象があるといいのではないかと。

○市立文化施設は図書館も広い意味で含まれるだろう。位置づけは社会教育施設だが、文化芸術基本法には図書館、博物館、美術館も含まれている。しかし、パルテノン多摩は多摩市の象徴的施設であるため、「パルテノン多摩をはじめとする市の文化施設」というように固有名詞を残したほうが良い。大規模改修工事を行い、これから30年動き続けるという意味でも条文に記載して問題ないのではないかと。

◎意見をまとめると、パルテノン多摩を入れること自体を否定はしないが、公民館・コミュニティセンター、図書館など他にも文化施設があるため、広がりをもった文章にしていきたいということになる。

次第2

(仮称)多摩市文化芸術条例の骨子案の取りまとめ(2)について

◎次に、前文について議論を進める。

○他自治体の前文は、それぞれの地域の特性や、どういう文化があって、どうしていききたいかを記載している。多摩市の前文にも入れてはどうか。

◎前文は、多摩市の大きな特徴、文化や芸術の特徴、そして決意表明の流れになるのが一般的である。

○多摩市の条例は、子どものための取り組みを重視しようという流れがある中で、前文の「心や個性を育てる」の「心」にどんな心か形容詞をつけた方が良いと考える。今、自己肯定感や自尊感情が乏しい子が増えている。自尊感情を育む力が文化や芸術にあると明記したい。「豊かな個性と自尊感情を育てる」と入れたら良いのではないか。

○前文にある箇条書きの内容は、一般的である。多摩市の文化的な特性や街の背景を入れた方が良い。たとえば、多摩ニュータウンのことなどを入れてはどうか。

○多摩市らしさを出すために、暮らす人々に着目してはどうか。多摩市は、多摩ニュータウンができたことにより、元々住んでいた人もいれば、外部から来て住み着いた人も多い。どういう人たちで構成されているのか理解することで、活動も変わってくるのではないか。

◎前文の多くは、自然・人・歴史を説明し、地域の特性を伝えている。多摩市はニュータウンの特性が大きいと考えると、そこに住む人々のライフスタイルについて記載することは重要である。また、文化や芸術には、自己肯定感や自尊感情、他者を理解する思いやりの心を育む力があることを強調していくべきである。

多摩市の前文は、多摩市らしさとは何か、文化や芸術に期待していくことは何か、主体は市民であるということ、そして決意表明という流れになるのではないか。

○市政50周年を迎え、全国から移り住んだ人々が新しい文化を創り育んできた。ただし、今その曲がり角であり、これから先50年でどういう街にしていきたいか、それを示すことが今回の条文に課されているのではと解釈している。

○この委員会は、コロナ禍に発足し、議論を重ねてきた。人々が分断され、一緒に何かやるのが難しくなった現状を考慮し、今まで多摩市がどんな文化を内包しているかを考えた時、元々血縁や地縁がない人々が集まり、絆や繋がりを作ってきたと言える。文化によって見えない繋がりや絆を築いてきたこと自体が、ニュータウンという特質ではないか。繋がり、絆という言葉が入ると、表現者と受け手が共感によって一体的な空間を生み出すという表現になり、良いのではないか。

○多摩市民だけでなく、市外の人々も対象にしていくという意見があった。文化は地域で伝統的に担ってきたものを大切にすることであり、芸術は例えば絵画など、外から市内に、市内から外に出ていくものである。多摩市の条例だが、市内に留まらず、世界に広がり、繋がりをつくるという視点まで入ると良いのではないか。

○パルテノン多摩を拠点として文化芸術を振興していくという姿勢があるのなら、パルテノン多摩の役割などを前文に入れるのがいいのではないか。

<p>次第2 （仮称）多摩市文化芸術条例の骨子案の取りまとめ（2）について</p>	<p>○多摩ニュータウンが出来た時と同時に多摩市文化団体連合が出来ている。同時に作られた理由は、人と人の繋がりを大切にしたいという想いがあったからだと聞いている。それから50年経った今、受け継いできた文化をそのまま踏襲し続けるだけで良いのかという疑問がある。文化を利用して、多摩市が求心力と遠心力を同時に持ち、産業や経済に影響を及ぼしていくという文言も入れてはどうか。</p> <p>○優れた文化や芸術などのコンテンツには人を集める力がある。パルテノン多摩において、人を集める魅力的な事業を行っていければ、産業的にも市の発展に寄与するのではないか。</p> <p>○パルテノン多摩に関しては、文化拠点として進めていく覚悟があるのならば、条例に明記しても良いと考えるが、ネーミングライツなどで施設名が変わったらどうなるかという点は気になった。また、芸術文化の役割として、地域や経済の活性化も大きな役割であり、そういうことが堂々と描かれても良いのではないか。いつまでも税金に頼らず、公立文化施設自体が経済的な力を身につけていく必要があるのではないか。多摩市に根付いたアーティストの活動もあるので、市内で生まれた芸術文化を市内で楽しんでいく「地産地消」という言葉があっても良いのではないか。それらが前文に記載されるとなお良い。</p> <p>◎この条例の特徴の一つに、表現と創造の担い手をあえて定義して示していることがある。よって、前文にどうしてこのように特徴付けたのかを伝える必要があると考えている。作る人、支える人、継承していく人、さらにはそれらを楽しむ人、全てが文化や芸術を発展させていく重要な人たちであり、大切にしていくなどの決意表明をするべきではないか。</p> <p>もう一つの特徴として、「文化や芸術の享受は権利である」ことをこれほど謳った条例はなかなかないため、その要素を前文に付け加えたいという想いもある。</p> <p>○多摩市らしさとして、子どもと手を繋いで何でもできる文化や芸術の街という言葉を入れてはどうか。子どもが多少騒いだとしても、みんなで一緒に創造し、表現し、鑑賞できる、そんな街であると良いのではないか。</p> <p>○豊かな日々を子どもと共に送ることができるのは、「平和」であるからではないか。多摩市は平和に関して、様々な文化活動がある。川崎市の文化の条例では、前文に「文化芸術は、今日、市民が人間らしく豊かに暮らすために不可欠のものであり、世界平和の礎を築き、都市生活の質を高める重要な役割を担うとともに、創造的な市民や企業を育て、持続的に発展する都市を作り出す源」とあるが、このような内容を多摩市らしく変えて記載してはいかがか。さらに、地産地消というキーワードを加え、多摩市の文化や芸術を世界に向けて発信し、循環を作り出すイメージで前文が書けるといいのではないか。</p> <p>○目的について、「～明らかにすることで、もって創造性に富んだ人」ではなく、「～明らかにすることで、人々の創造性を育む」などに変更した方がよい。定義の「鑑賞者・観客」について、「表現・創造活動を受けとめる人または学ぶ人」にしたらどうか。</p> <p>◎前文に関する多くの意見が出たため、ここでは決定せず、委員会後に調整していきたい。</p>
<p>次第3 （仮称）多摩市文化芸術条例の条例名について</p>	<p>主な委員意見は以下の通り （1）「文化、文化芸術、芸術文化」について ・文化は範囲が広く、芸術は狭いため、「文化芸術」という順番の表記で良いのではないか</p>

	<p>•もっと市民に芸術に関わってもらいたいという想いも含め、文化だけでなく芸術を条例名に入れたい</p> <p>(2)「振興、推進、基本、まちづくり」について</p> <ul style="list-style-type: none"> •ひらがなが入ると市民が親しみやすいため、まちづくりをいれてはどうか •まちづくりは、産業や経済、都市政策のイメージも含んでしまうため、使わない方が良いのではないか。 •骨子案は文化や芸術について基本的なことを記載しているため、基本条例にしてはどうか •振興、推進は何十年も使い続けるものではなく、いずれ見直すことを考えるならば入れない方が良い。まちづくりは骨子案を見る限り、言及している部分が少ないため、多摩市の条例名には合わないのではないか。 <p>(3) 全体的な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> •長い条例名は短縮されて呼ばれる場合が多いため、そうであれば最初から短い方が良い •多摩市みんなの文化振興条例など、「みんなの」を入れて、市民や特に子どもに受け入れてもらいやすい表現にしたい <p>最終候補は以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ①多摩市みんなの文化条例 ②多摩市文化芸術条例
<p>次第4 第7回委員会について</p>	<p>第7回委員会について 4月23日(金) 18時から 多摩市役所西第1・2会議室 委員会案の条例文案の検討</p>